

仕 様 書

マイクロバス賃貸借及び保守は、この仕様書に定めるところにより実施する。

1 件名及び数量

マイクロバスの賃貸借及び保守

1台

2 仕様その他明細

(1) 車両の内容

- (ア) マイクロバス 2,800cc 以上（2輪駆動）とすること。
- (イ) 乗車定員 24 人乗り以上とすること。
- (ウ) 初年度登録 5 年以下、走行距離 15 万 km 以下とすること。
- (エ) ドライブレコーダーを装備すること。
- (オ) ラゲージルーム付き装備とすること。

(2) 車両の保守

- (ア) 法定点検整備、道路運送車両法に規定する新規・継続検査、通常使用による車両不具合の修理、油脂交換・補充を行うこと。
- (イ) 4 月から 10 月までは夏用タイヤを装着すること。また、11 月から 3 月までは冬用（スタットレス）タイヤ及び冬用ワイパーを装着すること。

(3) 保険の適用範囲

この契約において、強制賠償保険のほか、次のとおり任意保険に加入するものとする。

- (ア) 対 人 無制限（1 名につき自賠責付き保険含む）
- (イ) 対 物 無制限（1 事故につき免責 5 万円）
- (ウ) 人身傷害 3,000 万円（1 事故 1 名につき）
- (エ) 車 両 時価（免責 10 万円）

(4) 事故発生時

- (ア) 当該車両による事故について、甲は乙に速やかに報告するとともに、交通法規に定めがあるときは、所轄警察署に届出をすること。
- (イ) 事故による損害については、上記（3）に定める保険にて補てんするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは除く。
 - ① 法令に著しく違反し、保険求償ができないとき。
 - ② 甲が被害者であるとき。

(5) 車両の整備

(ア) 当該車両の整備不良による事故又は故障に係る費用は、乙の負担とする。

(イ) 当該車両が、車検、事故、点検等又は故障により運行できなくなった期間は、乙は代替車両を速やかに提供すること。

(ウ) 甲の過失における事由において代替車両の提供を受ける場合は、営業補償として以下の額を別途受注者に支払うものとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| ① 自走し、予定店舗に返却した場合 | 20,000 円 |
| ② 予定店舗に返却しない場合 | 50,000 円 |

(6) その他

本仕様書以外の事項については、その都度協議の上、実施するものとする。

3 借用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 使用場所

岩手県立不来方高等学校校舎（岩手県紫波郡矢巾町南矢幅 9-1-1）

岩手県立盛岡南高等学校校舎（岩手県盛岡市西見前 20-113-1）

（令和7年4月1日学校統合に伴い上記2校は校名が岩手県立南昌みらい高等学校に変更になります）